

市川市保育施設風水害 対応ガイドライン

令和3年3月

市川市

こども政策部こども施設運営課

はじめに

近年、台風による豪雨、突風や落雷、降雹等、局地的に短時間でいろいろな自然災害が起きています。

地震のように発生の予測が困難な非常事態がある一方で、台風や大雨を伴う前線の接近については発生が一定程度予測できる非常事態もあるため、迅速かつ適切な状況把握と対応が求められます。

台風等における園児や保護者、保育施設従事者の生命と身体の安全の確保を最優先に考え、保護者の「休園判断」の不安や混乱、被害を最小限に抑えるために、迅速かつ的確に瞬時の判断を自らしなくてはなりません。

このことから、市川市こども政策部こども施設運営課では、令和3年3月「市川市保育施設風水害対応ガイドライン」を策定いたしました。

本ガイドラインは、災害対応ガイドラインの作成例であり、各保育施設の特性や事情に応じたマニュアルを作成する際に、参考となるように作成したものです。

各保育施設の災害対応力の強化に向け、本ガイドラインがお役に立つことができれば幸いです。

台風接近など(風水害)に伴う、各保育施設の対応について

＜ 臨時休園について ＞

1. 臨時休園についての判断基準

- (1)千葉県市川市全域に気象庁などから、台風接近に伴う「特別警報」などの防災気象情報が発表された場合、または、市川市から「警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)」以上の避難情報が発令された場合
- (2)首都圏 JR、都営地下鉄線などが全線計画運休を実施、もしくは通勤時間帯の運転開始予定が未定で交通麻痺が生じる場合

2. 判断および対応の手順

(1)前日までの対応

- ・台風や豪雨などの影響が生じる恐れがある、前日の午後4時頃の時点で気象庁からの情報をもとに、こども政策部こども施設運営課からの通達を受け、台風等(風水害)による「臨時休園についての判断基準」により資料配布や、一斉メールなどで保護者へ連絡をする。

(2)当日午前6時時点の対応

- ・午前6時時点で気象庁からの情報をもとに、台風等(風水害)による「臨時休園についての判断基準」により、臨時休園とする。
- ・災害用伝言ダイヤルが開設した場合には、「災害用伝言ダイヤル171」に臨時休園について登録をする。

(3) 当日午前7時以降に警報が発令された場合

- ・警報発令時から臨時休園の措置を行うため、既に登園している園児については、一斉メールで保護者に臨時休園の連絡をし、迎えをお願いする。

(4) 当日午前中までに警報が解除された場合

- ・保育施設内外の安全確認、ライフライン被害状況確認及び復旧のため、保育施設は午前中(開園の態勢が整うまで)臨時休園とする。
- ・安全の確認と状況確認、保育の受け入れ態勢が整った場合は、保育を開始する。
ただし給食の提供は無し。(給食物資納入業者の搬入が困難であるため)
- ・安全の確認と状況確認、受け入れ態勢が整った場合の午後からの保育開始については、保育施設より一斉メールで保護者へ連絡をする。
- ・各保育施設の安全状況により、受け入れ時間は異なる。
- ・警報の解除については、地域ごとに異なる場合があるため各地域の警報を確認し、判断する。
- ・保育施設内外の安全確認、ライフライン被害状況確認及び復旧の確認ができない場合は、1日臨時休園とする。

3. 臨時休園時の児童の受け入れ

- (1) 「臨時休園についての判断基準」により、保育施設が臨時休園となった場合でも、保護者が防災関係者や医療従事者など仕事を休むことが特に困難である場合には、保護者からの相談により、園児を受け入れる。
- (2) 園児を受け入れる場合、保育施設内外の破損状況、ライフラインの被害状況を確認し、安全な環境で保育をする。
- (3) 給食物資の納入が困難なため、災害食で対応をする。
- (4) 保育施設内外の安全、破損状況、ライフラインの被害状況の確認後、保育施設での受け入れができないと判断した場合は、臨時休園となる場合がある。

Check1 臨時休園となった場合の園児の受け入れ準備について

- ・給食物資の納入ができない場合の非常食について、栄養士、調理員、保育士で保管場所や、取り扱いの確認はできていますか。
- ・登園する園児の既往歴やアレルギーについて把握ができるようになっていますか。

※保育施設での預かりが不可能となった場合の拠点場所等については、今後の検討課題とします。

4. 職員の出勤について

- (1)前日に保育施設の臨時休園となる状況が分かっている場合
 - ・前日に園長と出勤について相談をする。

- (2)前日に JR、都営地下鉄線などが全線計画運休を実施、若しくは通勤時間帯の運転開始予定が未定と予想されている場合
 - ・前日に園長と出勤について相談をする。

- (3)当日午前 6 時時点で気象庁からの「特別警報」など、若しくは、市川市からの「警戒レベル 3 以上」発令された場合
 - ・自身の安全の確保を第 1 に考え、園長に連絡し指示に従う。

- (4)当日台風が通過した後も交通機関の復旧、運転開始予定が未定と予想されている場合
 - ・園長に相談し指示に従う。

- (5)保育施設の臨時休園に備え、園児の受け入れのための出勤可能な職員の把握と、当日の要請ができるように体制を整えておく。

< 危機管理について >

1. 事前の危機管理(備える)

- (1)防災訓練等
 - ・落雷や突風、急な豪雨などから身を守るために必要な知識、技能、態度などの習得を目指した、避難訓練の実施をする。

- ・園児の発達段階を踏まえた、防災教育の実施。(落雷や突風、急な豪雨の特性、安全な避難場所の位置確認について十分理解させ、保育士の指示に従って避難行動がとれるようにする)
- ・台風に伴う風水害訓練のフロー図を作成し、各職員の意識の共通理解を図る。
- ・市の水害ハザードマップの浸水想定区域について、職員に周知するとともに、水害ハザードマップの改訂などにも注意し、最新の情報収集に努める。

(2) 保護者への周知

- ・「子どもの命を守ること」「子どもの安全を最優先させること」を目的としていることを保護者に伝え、災害時の保育施設の対応や協力について理解をしてもらう。
- ・毎年、年度初めに「資料3 台風等災害における市川市保育施設の対応について」を保育施設の保護者に配布し周知をする。

Check2 保育施設で作成されたマニュアルや防災対策を確認してみましょう

- ・誰が見てもわかりやすいマニュアルになっていますか。
- ・災害の種類や状況に応じて、適切な対応が盛り込まれていますか。
- ・園児の状況(園児数、年齢など)を踏まえていますか。
- ・地域の安全な場所、危険な場所などを実際に目で見て確認をしていますか。
- ・連絡手段や避難場所などの災害時の対応を、日頃から園児や保護者に伝え共に訓練が行われていますか。
- ・訓練のケース(時間帯、曜日、災害の状況、発生場所)を考え取り組んでいますか。
- ・地域の関係機関と、どのような連携を図ることができるのか確認をしていますか。

(3) 防災管理

- ・落雷や突風、急な豪雨などの備え、排水路のごみや泥の除去、洪水などに備えた、保育施設内の整備、管理の徹底、非常持ち出し荷物や飲料水、備蓄品の持ち出し、断水に備えた、水の貯えについて準備をする。
- ・PC、重要書類、薬品などの保管についての適切な措置をとる。
- ・飛散が想定される植木鉢やベランダの掃除用具など、室内へ移動する。
- ・災害防止のため、保育施設内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。
- ・避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、日頃から維持管理に努める。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	ラジオ、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、ハザードマップなど
避難誘導	非常用物品・非常用持ち出し袋 名簿(職員、園児など)、案内旗、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、誘導用ライフジャケットなど園内の一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具など

Check3 保育施設内は安全な環境が確保されていますか

- ・持ち出し袋は、持ち出しやすい場所に備え付けてありますか。
- ・備蓄品は、アレルギーに対応した食品、園児にあった内容の備蓄になっていますか。
(最低3日の必需品を備蓄しておく)
- ・天井や照明器具、外壁などの非構造部材が落下しないように固定されていますか。
- ・消火設備は定期的に点検を受けましょう。
- ・消火器の点検は毎月行っていますか。
- ・棚や家具などは転倒防止器具などで固定されていますか。
- ・避難経路をふさぐものはありますか。
- ・窓などのガラスには、飛散防止フィルムを張り付けていますか。

(4)組織活動等

- ・落雷や突風、急な豪雨などの発生時の対応に関する職員の研修や、災害時の職員の役割について共通理解をする。
- ・災害時の役割分担表や防災体制組織のフロー図、避難経路図を作成し、各職員が役割を認識する。

Check4 職員の役割分担を共有していますか

- ・役割分担表を決め、職員間で共有をしていますか。
- ・実際に分担された役割に即して訓練を行っていますか。(園長、主任、クラス担当、その他の役割分担)
- ・職員が少ない時(土曜日や朝夕の時間外、散歩中など)の役割分担を確認していますか。

2. 発生時の危機管理(命を守る)

(1)情報収集

- ・テレビやラジオ、インターネットやメール、電話などで気象庁の情報入手や、市川市からの防災行政無線情報などで状況を確認し、最新の状況の把握に努める。

Check5 複数の手段で情報収集をしましょう

- ・被害に関する正確な情報収集をしましょう。(情報源の複数化)
- ・保育施設内の被害状況を確認しましょう。(浸水、ガス漏れ、水漏れ、家具転倒、壁の亀裂、ガラスの飛散など)
- ・保育施設周辺の被害状況を確認しましょう。(浸水、火災、建物倒壊など)

(2)避難所運営支援

- ・避難所開設などがあり避難所へ移動する場合は、こども施設運営課へ連絡をする。
- ・避難所に避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・保育施設内が安全であると判断された場合は、保育施設の利用計画を事前に明示し、より安全な保育室に移動し待機をする。

(3)留意点

- ・突然の災害については、保育士の指示や園児の人数確認などの把握が困難な状況であるため、早めの避難開始を心掛ける。

Check6 園児たちを安全に保護者に引き渡すために

- ・保護者自身が身の安全を優先したうえで、園児を迎えに来ていただくように伝えておきましょう。
- ・緊急時の迎えの人について、事前に確認をしておきましょう。
- ・引き渡し時には、身元確認を徹底しましょう。
- ・引き渡し後、状況によっては保護者と園児を帰宅させず、保育施設内にとどまることを提案 しましょう。

3. 事後の危機管理(立て直し)

(1)被害状況の把握

- ・園児、保護者及び職員の安否確認、及び心理面の状況把握やケアを行う。
- ・保育施設内外の破損状況の安全確認やライフライン被害状況確認をする。
- ・登降園通路の道路状況や、近隣の被害状況の確認をする。

(2)被害状況を踏まえた対応

- ・こども施設運営課への被害状況の報告をする。
- ・保育施設のライフライン等の復旧をする。
- ・登降園通路の道路状況などの安全確保をする。

(3)応急的な保育計画の作成

- ・保育施設の破損箇所がある場合の、応急的な保育計画の作成と保護者へ連絡をする。
- ・注意事項等の情報発信を行う。

4. 避難が長期化する場合の保育施設代替え措置について

避難の期間が長期化する場合は、危機管理課、地域防災課、こども施設運営課と連携の上、保育施設代替え措置として、緊急の臨時保育施設の開設などを協議する。

5. 園児や職員の心のケア・配慮について

災害時において大きな被害を体験すると、心と体に様々な反応が現れます。こうしたストレス反応は異常事態への自然な反応で、安心して安全な生活を続けていくことで少しずつ納まっていきます。「食べる、寝る、話す」などのほか、積極的に休養がとれるように心がけましょう。

Check7 園児たちの心のケアのための留意事項

- ・園児の様子に変化(ストレス反応)がないか観察をしましょう。
(落ち着きがない、食欲がない、はしゃぐ、怒りっぽい、無気力、赤ちゃん返りなど)
- ・ゆったりと時間をかけて話し相手になって傾聴し、言葉をかけたり見守ったりしましょう。

Check8 職員自身、心のケアのための留意事項

- ・こまめに休息をとり、休めるときにはしっかり休むようにしましょう。
- ・十分な睡眠をとりましょう。
- ・食事と水分を十分にとりましょう。
- ・心配や不安を感じたら上司や同僚と話し合い、自分の体験や感情を分かち合うようにしましょう。
- ・1日1回はリラックスタイム(お茶、仮眠)をとりましょう。

配慮が必要な園児がいる場合は、避難先で周囲に障がいなどに対する理解と、落ち着いて過ごせるスペース確保などへの配慮について協力を求めましょう。

Check9 避難所等で生活する障がい児への配慮事項

- ・発達障がい児などは、「騒がない」「走らない」といった注意に応じない場合でも、「小さい声で話しましょう」「歩いてください」などと具体的にわかりやすく、どのようにして欲しいかを伝えることで、落ち着く場合があります。
- ・紙と鉛筆などを提供すると静かに絵を描いて過ごす、座る場所を作ると落ち着く場合があります。
- ・普段使用している絵カードを活用することで、意思疎通ができる場合があります。

資料1

【非常用物品 及び チェック表】

(月)

品 名	内 容 及 び 必 要 数	
トランジスターラジオ	<input type="checkbox"/> 2個	
メ ガ ホ ン	<input type="checkbox"/> 1台 * 常に使用できるようにしておく(電池の必要なものは点検をする)	
笛	<input type="checkbox"/> 各自で常に持つ	
お ぶ い ひ も	<input type="checkbox"/> 職員人数分 * 乳児、歩行困難な子どもを背負い、職員の手は使えるようにしておく	
避 難 用 乳 母 車	<input type="checkbox"/> (台) * 出しやすい場所に置く	
園 の 標 識	<input type="checkbox"/> 園旗 1本	
避 難 先 掲 示 文	<input type="checkbox"/> 避難先等の連絡のために使用する	
強 力 ラ イ ト または懐 中 電 灯	<input type="checkbox"/> 各部屋 1個 * 常に使用できるようにしておく(電池の点検をする)	
防 災 頭 巾	<input type="checkbox"/> 3 歳以上児 * 防災加工で耳穴が空いていて聞こえやすいものが望ましい <input type="checkbox"/> 3 歳未満児 * 厚手の帽子(紅白帽にタオルを縫いつけたものでも可)	
ヘルメット	<input type="checkbox"/> 職員人数分 * 責任者がすぐわかるような表示をつける。ヘルメットの裏側にタオルや手袋を入れておくと、衝撃からの保護や応急処置に役立つ。	
紙 お む つ	<input type="checkbox"/> おむつはLまたはビックサイズ、1日1人4枚程度 <input type="checkbox"/> おしり拭き	
簡 易 ト イ レ	<input type="checkbox"/>	
ブ ル ー シ ー ト	<input type="checkbox"/> (枚) * 必要枚数分用意	
食 料	<input type="checkbox"/> 保存食 1日分 粉ミルク	* 1F 及び 2Fに備蓄して置く
水	<input type="checkbox"/> 飲料水	
カセットコンロ・ボンベ	<input type="checkbox"/>	
ポ ン チ ョ 等	<input type="checkbox"/> 全園児	
マ ス ク	<input type="checkbox"/> 全園児・全職員(3 日以上分)	
体 温 計	<input type="checkbox"/>	
消 毒 液	<input type="checkbox"/>	

資料2

【 非常用持ち出し袋物品及び備蓄品のチェック表 】

(月)

給食室	事務室用	3歳未満児	3歳以上児
<input type="checkbox"/> 紙皿 <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> さらし <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 缶きり <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 哺乳瓶 <input type="checkbox"/> エンボス手袋 <input type="checkbox"/> サランラップ <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> 給水パック	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先 <input type="checkbox"/> 健康観察記録簿 (9:30 まで各クラス) <input type="checkbox"/> ラジオ付懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 園旗 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> アルコールティッシュ <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 石けん <input type="checkbox"/> マジック <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> 紙(メモ・張り紙用) <input type="checkbox"/> カッターナイフ <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> ファインテープ <input type="checkbox"/> PHS	<input type="checkbox"/> さらし <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> アルコールティッシュ <input type="checkbox"/> 三角巾 <input type="checkbox"/> バンドエイド <input type="checkbox"/> 登降園簿 <input type="checkbox"/> 衣類 靴下(2~3足) <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ラテックスグローブ <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アレルギー対応ビブス <input type="checkbox"/> PHS	<input type="checkbox"/> さらし <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> アルコールティッシュ <input type="checkbox"/> 三角巾 <input type="checkbox"/> バンドエイド <input type="checkbox"/> 登降園簿 <input type="checkbox"/> 衣類 靴下(2~3足) <input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ラテックスグローブ <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アレルギー対応ビブス <input type="checkbox"/> PHS
救護用 <input type="checkbox"/> ラテックスグローブ <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> ビニール袋(大・小) <input type="checkbox"/> エビペン ダイアップ等 預かっている薬 <input type="checkbox"/> 救急パック(三角巾)			

※上記の表は参考例です。各保育施設で、非常用持ち出し袋物品及び備蓄品については検討をして下さい。

台風等災害における市川市保育施設の対応について

【 台風等(風水害)による臨時休園基準 】

千葉県市川市全域に気象庁などから、台風接近に伴う「特別警報」などの防災気象情報が発表された場合又は、市川市から「警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)」以上の避難情報が発令された場合、各保育施設等においては、園児の安全と保護者の安心を第一に考え、次のような措置をとります。

1. 台風や豪雨の対応が予想される場合の臨時休園基準について

(1)前日の午後4時頃の時点で、気象庁からの情報をもとに、こども政策部こども施設運営課からの通達を受け、台風等(風水害)による臨時休園について各保育施設より資料配布や一斉メールなどで保護者様へ連絡をいたします。

(2)当日午前6時時点で気象庁からの「特別警報」、市川市からの「警戒レベル3以上」が発令された場合、または首都圏 JR、都営地下鉄線などが全線計画運休を実施、若しくは通勤時間帯の運転開始予定が未定で交通麻痺が生じる場合

○市内保育施設は「臨時休園」とします。

対象区域	市川市全域又は、市内保育施設などの地域全体
時間	当日午前6時の時点
警報等	気象庁からの「特別警報」などの気象情報
	市川市からの「警戒レベル3」避難準備 高齢者や妊産婦、障がいのある方など避難に 時間のかかる方は避難開始。



臨時休園

保護者の方が、防災関係者や医療従事者など、仕事を休むことが特に困難な方につきましては、各保育施設にご相談ください。

2. 開園時間中に警報が発令された場合

- (1)午前7時以降に警報が発令され、園児が既に登園している場合 一斉メールにて全保護者様に臨時休園の連絡をいたします。

園児の危険防止に努めながら園児の安全を最優先に考え、保育を実施し保護者様のお迎えをお待ちいたします。

- (2)登園している園児については安全な降園が確保されないと判断された場合には、一時的に保育施設にとどませ、安全が確保された後に降園させるなど、臨機応変に適切な対応を行いますので、保護者様も安全面に注意しながらお迎えをお願いいたします。

- (3)気象庁からの「特別警報」等若しくは、市川市からの「警戒レベル3以上」が発令された場合は、基本園児の受け入れは行ないません。

3. 警報が解除された場合

- (1)午前中までに警報が解除された場合保育施設内外の安全確認、ライフライン被害状況確認及び復旧のため保育園は午前中(開園の態勢が整うまで)臨時休園といたします。

安全の確認と状況確認、保育の受け入れ態勢が整った場合は、保育を開始いたします。ただし、給食の提供はありません。(給食物資納入業者の搬入が難しいなどの状況があると予想されるため、給食提供ができません。)

安全の確認と状況確認、受け入れ態勢が整った場合の午後からの保育開始につきましては、各保育施設より一斉メールなどで保護者様へ連絡をいたします。

- (2)各保育施設の安全状況により、園児の受け入れの時間は異なります。

①警報の解除につきましては、地域ごとに異なる場合があるため、各地域の警報に合わせた判断となります。

②保育施設内外の安全確認、ライフライン被害状況確認及び復旧の確認ができない場合は、1日臨時休園となります。

4. その他の気象状況への対応と準備

警報が発令されていない場合であっても、天候の状況により危険が予想される時や緊急事態には、危機管理課、地域防災課、こども施設運営課と協議の上、各保育施設より保護者様に連絡を入れることがあります。(落雷や突風、急な豪雨などの場合)

5. 避難が長期化する場合の保育施設代替え措置について

避難の期間が長期化する場合は、危機管理課、地域防災課、こども施設運営課と連携し協議の上、改めて保育施設よりお知らせいたします。

※メールの登録に変更があった場合、速やかに保育施設にお知らせください。

※内閣府(防災担当)・消防庁作成の「警戒レベル」を用いて市川市から防災情報が発令されます。別添のチラシをご参照ください。

※原則として、一時預かり・家庭的保育も同様の対応とします。

事前の備えを強化しましょう！

1.ご自身での備え

① 土のうステーションの活用

台風が接近した場合、状況に応じて大洲・広尾防災公園、大柏川第一調節池において、土のうステーションを開設します。

また、常時利用できる地域型小型土のうステーションを市内 19 箇所に設置していますのでご利用ください。



② 防水板の設置

防水板は、玄関の外などに設置し、水の侵入を防ぎます。市では工事費用の一部を助成していますので、お問い合わせください。

③ 非常持ち出し品の準備

ご自身に必要なものを日頃からご準備ください。

なお、必要低限のものを収めた「防災ポーチ」を常に携帯していれば、外出先での急な災害などにも対応できます。



2.自主避難所の利用

自主避難所とは、近年の大規模水害を鑑み、避難情報が夜間に発令される可能性が高い場合、明るいうちに豪雨になる前に、**事前に避難**していただけるよう、**一時的に開設**するものです。

【自主避難所一覧】

施設名	住所
国府台スポーツセンター	国府台 1 丁目 6 - 4
大野公民館	南大野 2 丁目 3 - 19
東部公民館	本北方 3 丁目 19 - 16
勤労福祉センター	南八幡 2 丁目 20 - 1
信篤公民館	高谷 1 丁目 8 - 1
行徳公民館	末広 1 丁目 1 - 31

※気象状況や市民の皆さまの問い合わせ状況、そして安全に避難していただく時間帯等を考慮し自主避難所の開設の可否の判断・決定します。(開設状況は市役所までお問い合わせください)

問い合わせ 市川市 危機管理課 TEL 047 - 712 - 8563

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は
避難することが原則です。**

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計**が不足しています。
できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所**が**変更・増設**されている可能性があります。
災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。
やむをえず**車中泊**をする場合は、**浸水しないよう周囲の状況等を十分確認**して下さい。



今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう!



ハザードマップ 検索

